

「北海道千歳リハビリテーション科学学会」会則

第1章 総 則

第1条

本会は、北海道千歳リハビリテーション科学学会（以下、千歳リハ科学学会）と称する。

第2条

本会は、事務局を北海道千歳市里美2丁目10番、北海道千歳リハビリテーション大学内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条

本会は、理学療法および作業療法等のリハビリテーションに関する学際的研究の発展、知識、技術の普及を図ることにより国民の健康増進に寄与することを目的とする。

第4条

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行うことが出来る。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 学術誌・学術図書の刊行
- 3) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員および会費

第5条

本会の会員は、次のとおりとする。

- 1) 正会員 北海道千歳リハビリテーション大学教員、北海道千歳リハビリテーション学院卒業生および北海道千歳リハビリテーション学院臨床実習施設の医療系職種（医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）、または評議員会で認められた者。
- 2) 準会員 本会の目的に賛同した個人および団体。
- 3) 名誉会員および特別会員 本会の活動に特に功績のあった者で、評議員会の議を経て総会で承認された者。

第6条

会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 1) 退会したとき
- 2) 死亡したとき
- 3) 除名されたとき

本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為があった際には、評議員会の議決および総会の承認を経て除名することが出来る。

第7条

会員が退会しようとする際には、事務局へ退会届けを提出しなければならない。

第8条

本会は年会費などの定期的徴収は行わず、参加集会・講習会・研修会などの会場整理費などの受益者負担金および外部委託研究費などにより運営する。

第4章 役員

第9条

本会には、次の役員を置く。

会長 1名、評議員 10名以内、監事 2名、相談役 若干名、顧問 若干名

第10条

会長は、本会を代表し、本会を総括する。

第11条

- 1) 評議員は、評議員会を組織し、この会則に定める事項のほか本会の運営に関する事項を審議し議決する。
- 2) 評議員会は、評議員数の2分の1以上の出席をもって成立し、出席評議員の過半数をもって議決することが出来る。

第12条

監事は、本会の会計および会務の監査を行う。

第13条

- 1) 本会の役員の任期は4年とし、再任を妨げない。
- 2) 補欠または増員により選出された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第14条

- 1) 本会には、会務執行のために各種委員会を置くことが出来る。
- 2) 委員会および構成委員は、評議会で議決し、会長が委嘱する。

第5章 会計

第15条

(会計年度) 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条

(収入) 本会の経費は会場整理費、その他の収入を持ってあてる。

第17条

(監査) 会計監査は毎年その年度に決算を監査し、総会に報告する。

第6章 会則の変更

第18条

本会則を変更するには、評議員会で出席評議員の2分の1以上の賛成を得た改正案につき総会で審議し、決議を得なければならない。

附則

本会則は2015年3月31日より実施する。

本会則は2017年4月1日より実施する。